

公益/一般財団法人の理事等の役割と責任

今回は、公益/一般財団法人の理事の役割と義務と責任、そして理事会について概説する。

(ポイント)

- 公益/一般財団法人の理事の役割と義務、責任
- 代表理事
- 理事会

1. 理事の役割と義務、責任

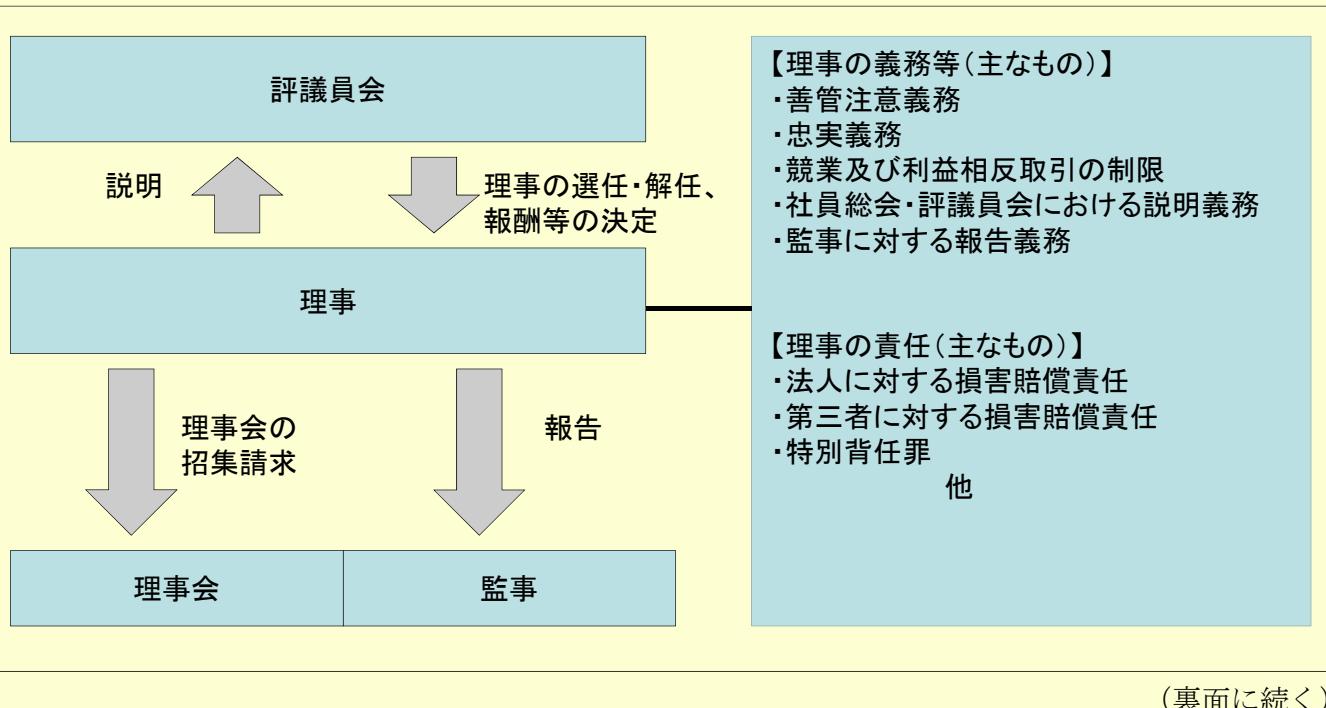
公益/一般財団法人において、理事は理事会の構成員の一員であり、理事は評議員会の決議で選任される。理事になるためには次ページのような欠格要件があるため注意が必要である。理事の員数は3人以上であり、任期は原則として2年以内(短縮は可能)となっている。財団法人と理事は委任関係であり、理事は財団法人に対して善管注意義務を負うほか、法令・定款の決議を遵守して忠実に職務を行う「忠実義務」を負っている。また競業取引・利益相反取引の制限、監事に対する報告義務、法人や第三者に対する損害賠償責任、評議員会での説明義務など重い責任がある。さらに財団法人の理事には特有の義務として、「財団法人の目的事業を行うために不可欠な財産として定款で定めた基本財産」があるときは、「定款で定めたとおりにこれを維持して、財団法人の目的事業を行うことを妨げるような処分をしてはならない」という基本財産維持義務がある。

2. 代表理事

法人の業務執行は代表理事若しくは業務執行理事が行い、代表理事が法人を代表する。

3. 理事会

理事会は、公益・一般財団法人ともにその設置が義務付けられている。理事会の決議に関する事項は、一般社団法人の理事会と同様である。理事会は理事全員により構成され、各理事は議決権を持ち、理事会で行使する。



(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

公益/一般財団法人の理事等の役割と責任

公益/一般財団法人における理事の欠格要件

1	法人
2	成年被後見人もしくは被保佐人または外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
3	一般法、会社法等の規程に違反し、または一定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
4	上記以外の法律等に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者は除く)

なお、監事・評議員(財団法人に限る)は、その法人または子法人の理事・使用人になることができないほか、監事と評議員を兼ねることもできない。さらに公益社団・財団法人には次の欠格要件が加わる。

1	公益法人が公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過していない者
2	認定法、一般法の規定に違反したこと、もしくは刑法、国税・地方税に関する法律中の脱税等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
3	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けなくなった日から5年を経過しない者
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

なお同族関係者、「他の公益法人以外の同一の団体の理事または使用人等、政令で定める密接な関係にある者」が、理事総数のそれぞれ3分の1を超えることはできない。また監事についても同様である。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<割引特典等のある会費>

公益社団法人等が受取る正会員の会費は当該法人の事業や法人運営等を下支えするものである。法人税法上通常は非課税で、消費税法上も対価性が不明確であり継続的に消費税等を付加していない場合、通常は不課税となる。また、社員総会の議決権を有する正会員の会費以外には、準会員、賛助会員、特別会員などがあり、施設割引や研修、セミナーなどを割引で受講できるなどの特典がついているものがある。会員地位により受けるサービスと会費に直接的な紐付きある場合は対価性が存在し、消費税等の課税対象とされることもある。さらに、対価のサービス内容によっては法人法上の収益事業に該当する可能性も検討せねばならない。公益社団法人等が現在の会員向け特典やサービス、また新規の割引等特典などを行う場合には、消費税法上や法人税上の課税取扱いに留意する必要がある。会員数増強や会費確保のためのインセンティブは必要であるが、事前の慎重な対応をしないと、税務調査で指摘されることになりかねないのである。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。